

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

役員並びに評議員の報酬及び費用弁償規程

昭和56年4月1日 制 定

役員並びに評議員の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福岡県母子福祉協会（以下「法人」という。）の役員並びに評議員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 この規程で、「特任理事」とは、理事長の命を受け、理事長が特に指定した業務に当たる理事をいう。

(理事会等への出席報酬)

第3条 役員が、理事会等の会議及び入札の立会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払う。

(理事等の業務報酬等)

第4条 理事が、理事会等の会議以外の日において、理事長の命を受け、法人の業務又は法人の事業運営にあたったときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況の指導又は監査の業務にあたったときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第6条 理事長が出席を求めた者が、理事会又は評議員選任解任委員会などの法人業務に出席したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支払う。

(特任理事の報酬)

第7条 特任理事へは、本部拠点区分の予算の範囲内で理事長が別に定める報酬を支給する。

(出張旅費)

第8条 役員が、理事長の命を受け公務のため旅行した時は、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、旅費規程に基づき支給する。ただし、出張場所が福岡市内である場合には、旅費規程に定める日当（市外）及び会場までの旅費実費を支給する。

3 前項及び前々項の規定にかかわらず、会議主催者から報酬又は旅費等が支給されたときは、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

(兼務職員の適用除外)

第9条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

附 則

この改正規程は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月21日）

この改正規程は、昭和62年10月21日から施行する。

附 則（平成23年12月26日）

この改正規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日）

- 1 従前の役員の報酬及び費用弁償規程は、平成28年3月31日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月27日）

この改正規程は、平成29年3月1日から施行する。
ただし、第3条第2項は平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	費用弁償
役員・評議員	日額 3,000円

※市外に居住する役員・評議員については、上記費用弁償の額に天神又は博多駅までの旅費実費を加算する。

別表2（第4条、第5条関係）

名 称	報 酬	費用弁償
理 事 長	日額 7,000円	日額 3,000円
理 事・監 事	日額 5,000円	日額 3,000円

4時間未満は費用弁償を支払い、4時間以上は報酬と費用弁償を支払うものとする。

別表3（第6条関係）

名 称	報酬等の金額
報 酬	日額 10,000円
費用弁償	旅 費 実 費